

**第3回 県央交通圏・湘南交通圏・小田原交通圏  
タクシー事業適正化・活性化協議会  
合同協議会 議事概要**

平成28年11月2日(水)  
10:00~12:00  
平塚プレジール 6階「若松」

1. 開会

2. 議事

(1) 各交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について  
事務局より、県央・湘南・小田原の各交通圏の設置要綱の改正案について資料 1-1 から 1-3 に基づき説明し、諮ったところ、各委員から異議無く承認された。

(2) タクシー事業の現状について  
神奈川運輸支局より、資料2に基づき説明。

(3) 各交通圏の改正特措法施行後の活性化への取り組み状況について  
事務局より、資料3に基づき説明。

<主な意見等>

**【金岡代理(福島委員)】**

ユニバーサルデザインタクシー、福祉タクシー車両を新車で購入された場合は、自動車取得税、自動車税が一部減免となる制度があるため、利用の際は自動車税管理事務所へお問い合わせください。

(4) 小田原交通圏の公定幅運賃の変更要請に対する意見について

事務局より、資料5に基づき、小田原交通圏のタクシー運賃の「小型車」区分の廃止を含む運賃改定の内容について説明。また、小田原支部長の曾我委員より下記のとおり補足の説明。その後事務局より運賃改定に対する意見を求めたところ、意見は無く承認された。

<補足説明>

**【曾我委員】**

セダン型車両が生産中止と決定され、次世代タクシーのUDタクシー等が発売となった。小田原交通圏は、観光地エリアであり、ラグビーワールドカップやオリンピック、パラリンピックを見据えて、インバウンドの対応、大型車両導入やハイグレード化に苦勞をしている。車両価格が高額になり、長引く経営不況、経営環境、乗務員不足、高齢化と厳しい状況にある。この状況を打開し、地域の皆様に喜ばれるタクシー事業者として、存続する意味においても運賃変更の必要に迫られている。今回の運賃変更は、乗務員等の労働環境の向上、整備も含まれている。

また、小田原駅には、普通車、小型車、二つのタクシー乗り場があり、週末、深夜ではあるが、行列となる。並んだ列によって順番が来ない不満、トラブルの原因となっている。小型の運賃区分を廃止することにより、乗り場を統一することでわかりやすく順番通りにご乗車いただくことが出来ると考えている。

以上、お客様に安全で快適にご利用いただけるよう努力して参りますので、お客様への

周知を含めて小田原市や近隣の行政の方々には一層のご理解ご協力をお願いしたい。

<主な意見・質問等>

【金子委員】

公定幅運賃ということで、①から④と四つパターンがあるが、今後は運賃がバラバラになるのか、それともこの中から一つ選ばれるのか。

【神奈川運輸支局】

小田原交通圏内の事業者から原価計算対象事業者の実績を頂いた上で、関東運輸局において適正な運賃を算出し公示を行う。例えば、上限を750円とした場合は、下限までの幅が1割程度あるため、その幅の中から各事業者が選択して届出を出していただくことになる。必ずしもここに記載されているものが公示されるとは限らない。

【松本代理（佐藤委員）】

小田原市は、ラグビーワールドカップ日本代表の合宿地に予定されており、東京オリンピック、パラリンピックもあるので、小田原駅の乗り継ぎ環境の整備のため、駅から、バス、タクシー乗り場への案内表示のインバウンド対策に取り組んでいる。また、東西広場で乱横断が多いため、安全対策を検討している。小田原市としても今後のインバウンド対策と安全対策について取り組んでいるので、この場をお借りしてご協力をお願いしたい。

(5) その他

委員より下記のとおり意見が挙げられた。

【保坂委員】

タクシーを利用する立場からだが、一つ目は、タクシーの中にスマートフォンを充電できる設備があればよいと思う。

二つ目は、雨の時、タクシー車内に大きな傘が収納できる設備があればと思う。

三つ目は我々市としても協力したいと考えているが、横浜、川崎、横須賀で2時間、3時間の定額運賃で利用できる観光タクシーについて、タクシー協会のホームページで知ることが出来るくらいに限られるため、もっと色々な媒体を使ってPRしたほうが良いかと思われる。鉄道、バスにはない、タクシーしか出来ないことをPRして、もっと乗車して頂き、知って頂くことを戦略的にやった方が良いのではないかと考える。例えば、ロケ地ガイド、ちょこっと観光、桜の時期は、桜を巡る企画等あると思われる。各自治体の観光課、観光協会を使って頂きタクシーの活性化になればと思う。

<資料>

- 資料 1-1 『県中央交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱』
- 資料 1-2 『湘南交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱』
- 資料 1-3 『小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（改正案）』
- 資料 2 『タクシー事業の現状について』
- 資料 3 『活性化の取り組み状況（抜粋）』
- 資料 4 『準特定地域における適正と考えられる車両数について』
- 資料 5 『公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について』
- 参考資料 1 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（県中央交通圏）』
- 参考資料 2 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（湘南交通圏）』
- 参考資料 3 『タクシー事業の活性化に係る改正特措法施行後の取り組み状況について（小田原交通圏）』